

(案)

電 気 需 給 契 約 書

愛知県競馬組合(以下「甲」という。)は、**契約業者** (以下「乙」という。)と、名古屋競馬場で使用する電気の需給について下記の条項により契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 乙は、別紙の仕様書に基づき業務を行うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は次のとおりとする。

(基本料金)

	基本料金単価（税込） (ひと月 1kW につき)
常時	円
予備電源	円

(電力量料金)

	電力量料金単価（税込） (1kWh につき)
重負荷時間※1	円
昼間時間※2	円
夜間時間※3	円

※1 重負荷時間は、7月1日から9月30日までの10時から17時までの時間をいう。

※2 昼間時間は、8時から22時までの時間をいう。ただし、重負荷時間を除く。

※3 夜間時間は、重負荷時間および昼間時間以外の時間をいう。なお、休日など(日曜日、「国民の休日に関する法律」に規定する休日、1/2~3、4/30~5/2、12/30~31)は、終日夜間時間とする。

2 乙の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要が生じたときは、甲乙協議の上契約金額を改定することができる。

(履行場所及び履行期間)

第3条 乙が電気を供給する履行場所及び履行期間は、次のとおりとする。

履行場所 愛知県弥富市駒野町1番地

履行期間 令和8年4月1日(0:00)から令和9年3月31日(24:00)まで

(契約保証金)

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

(その他特約事項)

第5条 別添 特約条項のとおりとする。

(再委任等の禁止)

第6条 乙は、業務の処理を他人に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面

により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(使用電力量の増減)

第7条 甲の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、または下回ることができる。

(契約電力)

第8条 契約締結時において契約電力が500キロワット以上の契約における契約電力は仕様書のとおりとする。

2 契約締結時において契約電力が500キロワット未満の契約における契約電力は、仕様書によらず次のとおりとする。

(1) 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(2) 最大需要電力が500キロワットを上回った場合は、最大需要電力等をもとに甲乙協議により定めることとする。

(契約電力の変更)

第9条 契約電力を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、変更する。

2 契約電力が500キロワット以上の契約において、最大需要電力が契約電力を超過した場合は、乙の責めとなる理由による場合を除き、甲は当該協議において、決定された金額を超過金として乙に支払うものとする。

(接続供給契約等により生ずる債務の負担)

第10条 乙が中部管内的一般電気事業者と締結する接続供給契約等によって電気の供給を行う場合は、当該接続供給契約等によって生ずる料金その他の金銭債務は乙が負担するものとする。

(計量及び検査)

第11条 計量日は原則として毎月1日午前0:00とし、乙は計量日に計量器によって記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、甲に通知しなければならない。

2 前項によりがたい場合は、甲乙協議の上、計量日を決定するものとする。

3 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査をしなければならない。

(検査額の算定期間)

第12条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の請求及び支払い)

第13条 乙は、第10条第2項の検査終了後、速やかに契約電力に第2条に定める契約金額（基本料金単価）を乗じて得た額（ただし、力率割引又は割増を行う場合は、力率割引又は割増して得た額とする。）（以下「基本料金」という。）に、当該月における使用電力量に第2条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額（以下、「電力量料金」という。）を加算した金額に、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める燃料費調整及び再生可能エネルギー賦課金を加えた額又は差し引いた額（その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。）を、1月毎に甲に請求できるものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理してから30日以内に乙に支払うものとする。（銀行振込）

(支払遅延利息)

第14条 甲は、前条の支払いを遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.5パーセントの支払遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払わないことが、天災地変等の甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(事情変更)

第15条 甲および乙は、本契約締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、甲乙協議の上、本契約の全部または一部を変更することができる。

(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金)

第16条 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件によるものとする。

(機密の保持)

第17条 乙は、この契約の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。これは、本契約終了後も継続するが、甲乙の業務運営上特に必要な場合は、この限りではない。

(違約金)

第18条 乙は、この契約の全部又は一部を履行しなかったとき、又は遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未履行部分相当額に対し年2.5パーセントの割合を乗じた金額とする。

(権利義務譲渡の禁止)

第19条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約から生ずる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又はその履行を委任することはできない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令350号）第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第64条に基づき、管理者が会計管理者に対して支出の命令を発した時点で生ずるものとする。

(契約の解除)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このために乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 故意に契約の履行を遅延し、又は業務を粗雑にするなどの不正な行為があつたとき。
- (3) 甲の行う検査等に際し、係員の職務遂行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

- (4) 正当な理由なく期限内に契約を履行する見込みがないと認められたとき。
 - (5) 乙から契約解除の申立てをしたとき。
- 2 前項により契約を解除した場合において既履行業務があるときは、甲においてこれを調査し、相当代価を乙に支払うものとする。
- (賠償責任)
- 第 21 条 前条の第 1 項の規定により契約を解除した場合、乙は甲に生じた損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、業務実施中に生じた従業員の事故及び物件の損傷については、その賠償の責を負わなければならない。ただし、天災等不可抗力による場合、又は甲の責に帰する事由による場合はこの限りでない。
 - 3 乙は、業務の実施において第三者に損害を及ぼしたときは、甲の責に帰する理由による場合のほか、その賠償の責を負わなければならない。
- (その他の事項)
- 第 22 条 この契約の条項に定めるもののほか、乙はこの契約履行に関し愛知県財務規則を守らなければならない。
- 2 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。
 - 3 この契約書及び愛知県財務規則に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に定める。
 - 4 変更等に伴う手続きに関する料金は、乙が全て負担するものとする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 8 年 4 月 1 日

甲 愛知県弥富市駒野町 1 番地
愛知県競馬組合
管理者 愛知県知事 大村 秀章

乙 契約業者